

後見支援預金に関する手続きについては下記記載の

「**大津家庭裁判所の連絡先および長浜信用金庫**」へお問い合わせください。

裁判所	所在地	電話番号	受付時間
大津家庭裁判所 後見係	〒520-0044 大津市京町3-1-2	077-503-8156 (直通)	月～金曜 8:30～12:00 13:00～17:00 (祝日・年末年始 を除く。)
大津家庭裁判所 彦根支部家事係	〒522-0061 彦根市金亀町5-50	0749-22-0167 (代表)	
大津家庭裁判所 長浜支部家事係	〒526-0058 長浜市南呉服町6-22	0749-62-0240 (代表)	
大津家庭裁判所 高島出張所	〒520-1623 高島市今津町住吉1-3-8	0740-22-2148 (代表)	

ホームページのご案内

裁判所／後見サイト(大津版)

後見サイト 大津版

検索



URL http://www.courts.go.jp/otsu/saiban/kateisaibannsyo/kouken_saito/index.html

ながしん／後見支援預金サイト

ながしん 後見支援預金

検索



URL <http://www.nagashin.co.jp/service/save/kouken.html>

長浜信用金庫 店舗所在地

店舗名	所在地	電話番号
本店営業部	〒526-8686 長浜市元浜町3番3号	0749-63-3321
市立長浜病院出張所	〒526-0043 長浜市大戌亥町313番地	0749-65-7755
三ツ矢支店	〒526-0024 長浜市三ツ矢元町8番26号	0749-62-6070
七条支店	〒526-0817 長浜市七条町447番地の1	0749-62-7221
南支店	〒526-0033 長浜市平方町892番地の3	0749-63-9555
神照支店	〒526-0015 長浜市神照町696番地の3	0749-63-3833
宮司支店	〒526-0831 長浜市宮司町913番地1	0749-64-1200
やわた中山支店	〒526-0021 長浜市八幡中山町146番地	0749-65-1211
木之本支店	〒529-0425 長浜市木之本町木之本1557番地	0749-82-3424
高月支店	〒529-0241 長浜市高月町高月598番地	0749-85-4141
びわ支店	〒526-0103 長浜市曾根町1284番地1	0749-72-2111
浅井支店	〒526-0244 長浜市内保町732番地1	0749-74-1131
米原支店	〒521-0016 米原市下多良1丁目100番地	0749-52-3131
醒井支店	〒521-0035 米原市醒井560番地	0749-54-1066
近江支店	〒521-0062 米原市宇賀野21番地14	0749-52-8181

NAGASHIN 発行／長浜信用金庫 営業統括部 〒526-8686 滋賀県長浜市元浜町3番3号

お問い合わせ 〈ながしん〉サポートセンター ☎0120-549-808 受付時間／平日9:00～17:00

(平成30年6月1日作成)



後見制度をご利用の皆様へ

後見支援預金

ご本人の財産の適切な管理・利用のための
後見支援預金のご案内



商品名	ながしん 後見支援預金
ご利用いただける方	家庭裁判所が後見支援預金の口座開設にかかる「指示書」を交付した方
適用金利	変動金利(普通預金金利)
新規口座開設時お持ちいただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭裁判所発行の指示書(謄本) ● 後見人のご本人確認資料 ● 登記事項証明書(後見登記にかかるもの・原本) ● 初回預入金(家庭裁判所の「指示書」記載金額と同額) ※振込による預入の場合は、0円で口座開設できます。 詳しくは窓口にお問い合わせください。
取扱店舗	全店
利息の計算方法	毎日の最終残高1,000円以上について 付利単位を100円とした1年を365日とする日割り計算
その他注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● すべての取引は、家庭裁判所の「指示書」に基づく取扱いとなります。なお、口座開設店の窓口以外ではお取引いただけません。 ● この預金口座からの各種料金等の自動引落は

後見開始または未成年後見人選任の申立て

申立人による後見支援預金利用の申出

家庭裁判所による利用適否の検討

家庭裁判所は、後見支援預金を利用することが相当か否かを判断します。利用相当と判断した場合、親族後見人に加えて、弁護士・司法書士の専門職を後見人に選任することもあります。なお、専門職後見人が選任された場合は、以後の手続きは、専門職後見人が行います。

後見人による報告書の提出

後見人は、後見人選任後に後見事務報告書を提出します。加えて、①預入金額、②定期交付金額などを設定し、後見支援預金を利用する旨の報告書を提出します。なお、後見人が期限までに報告書を提出しないなどの場合には、家庭裁判所の判断により専門職後見人を追加で選任することもあります。

家庭裁判所による指示書の発行

口座開設・家庭裁判所に報告

- 指示書を、利用する金融機関に提示し、後見支援預金の口座を開設します。
- 口座開設後速やかに、口座の写しなどの資料を添えて家庭裁判所に報告します。